

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針	1	I.1.(3)	空調設備を設置する対象校及び対象教室について、すでに設置されている空調設備の更新や制御等の連携は行なわいと考えるよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。既存設備に関する業務は本事業に含まれません。
2	実施方針	2	I.1.(4)⑤ア	設計、施工、工事監理及び所有権移転等に係る対価については、一部を所有権移転完了後に支払うことを想定している。とありますが、全ての学校における所有権移転完了時を完了時期として理解してよろしいでしょうか。	入札説明書にて示します。
3	実施方針	3	I.1.(6)	維持管理期間について、所有権移転後と記載がありますが、例えば2020年9月に施工完了していた学校は、同月に所有権を行うと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書にて示します。
4	実施方針	3	I.1.(6)	維持管理期間について、所有権移転時期について、2020年9月(1回目) 2020年10月(2回目)など段階的な目安はありますでしょうか。	1度目の引き渡しを2020年9月末とし、2度目の引き渡しを事業者の提案に委ねることを想定しています。詳細は入札説明書にて示します。
5	実施方針	5	II.2	2019年4月の現地見学会想定につきまして、各日の学校指定等は、入札説明書等において提示されるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	実施方針	5	II.2	事業者選定の手順及びスケジュールについて、〇〇年〇月という記載がございますが、上旬・中旬・下旬などの目安の時期を明確にいただけないでしょうか。	入札説明書にて示します。
7	実施方針	9	II.4	入札参加者の構成について、市内業者及び準市内業者の規定がございませんが、本事業においては当該業者の参画なくして実現しえない事業という認識でおります。当該業者の参画においては、事業提案書等の評価項目においてご判断いただけるという認識でよろしいでしょうか。	落札者決定基準において示します。
8	実施方針	10	II.5	浜松市に本社を有する企業の記載がありません。SPC構成企業または協力企業の条件として、浜松市に本社を有する企業を1社以上必要とするなど、地元企業参画が可能な条件を追記いただくことを検討いただけませんかでしょうか。	入札説明書にて示します。
9	実施方針	15	7.②	SPCの設立について、「代表企業はSPCの出資者のうち最大の出資を行うこと」と記載ございますが、最大の出資であれば、過半数未満の出資でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	実施方針	16	III.2.(1)	ヒアリングの実施について、「ヒアリング実施時の質問回答等」と記載ございますが、提案書等を提出した事業者に対し対話方式にて個別にヒアリングを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	実施方針	24	別紙1	要求水準書、別紙7の空調環境等の提供時期に「冬季」の記載がありませんが、暖房運転時における故障修理等の維持管理に関するリスク分担は、市と判断してよろしいですか。	冬季の暖房利用を現在検討中ですので、冬季の暖房についても業務範囲に含まれる可能性があります。詳細は入札説明書で示しますが、暖房運転時における故障修理等の維持管理のリスク分担においても、原則事業者の負担とご想定ください。
12	要求水準書(案)	6	II.2.(2)(イ)	導入される機器についてはできるだけメーカーを統一する。とありますが、学校単位でメーカーの統一を行えば、事業者として全校を統一しなくてもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねますが、集中コントローラーやリモコンなどの仕様は原則、学校単位で統一してください。
13	要求水準書(案)	8	II.3.(1)(ケ)	室内機は天吊り型を原則として記載されていますが、カセット型は採用してもよろしいでしょうか。	カセット型の採用を拒むものではありませんが、天井開口補強や施工性等にも留意したうえで、ご提案ください。
14	要求水準書(案)	8	II.3.(1)(コ)	パーティション等で間仕切りを想定している教室等については、図面等の提示はいただけますでしょうか。	現時点で把握している教室については図面等を提示します。
15	要求水準書(案)	8	II.3.(1).(コ)	「対象室がパーティション等で間仕切りをして使用することを想定している場合は、間仕切り後の各室に1台以上の設置を行う。」と記載ございますが、現地見学会の際に間仕切りの設置を想定している対象室をご指示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	現時点で把握している教室については図面等を提示します。
16	要求水準書(案)	9	II.3.(1)(ツ)	既設カーテンが全閉状態とならなくなった場合、カーテンを設置するとありますが、既設カーテンを一部加工して、新設として同様のカーテンを設置すれば宜しいでしょうか。	ご提案に委ねます。
17	要求水準書(案)	9	II.3.(1)(ト)	新たな照明器具を設置する場合は、安定器のPCB含有調査を行う。とありますが、設置のため一時的に移設して、最終的に元の位置に戻す場合は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	要求水準書(案)	9	II.3.(1)(ナ)	塩害の恐れのある地域に位置する対象校は、塩害対策に配慮する記述がありますが、海岸からの距離、浜名湖に面する学校の扱い等、対象校の選定基準を御指示下さい。	ご提案に委ねますが、事業期間中に、塩害による腐食・錆等が発生した場合は、交換、補修等の対応をしていただきます。
19	要求水準書(案)	10	II.3.(2)(イ)	対象校ごとに集中管理をする記述がありますが、小中一貫校の場合は、施設全体で一括管理するものと判断してよろしいですか。	ご理解の通りです。
20	要求水準書(案)	10	II.3.(3)(ア)	対象校ごとに消費エネルギー量を計量する記述がありますが、小中一貫校の場合は、施設全体で一括計量するものと判断してよろしいでしょうか。	No.19を参照ください。
21	要求水準書(案)	10	II.3.(3).(イ)	ルームエアコンの扱いについて、空調設備等の性能に関するモニタリングにおける計測・計量は、ルームエアコンは除外されるという認識ですが、同じく集中コントローラーへの接続も除外という理解でよろしいでしょうか。	集中コントローラーへの接続は必須ではありませんが、要求水準書(案)P24 3維持管理業務に関する要求水準(1)一般的要件を満たしてください。また、運転状況の確認が可能になるよう設置してください。
22	要求水準書(案)	11	II.3.(4)(ア)	都市ガス供給可能な地域において、都市ガスを熱源とする空調設備を計画した場合、敷地内取出口より、事業者側負担と考えてよろしいでしょうか。	ガス事業者と協議の上、ご判断ください。なお、供給管の整備等については、事業者又はガス事業者の負担として考えてください。
23	要求水準書(案)	11	II.3.(4)(ア)	電気やガスを設備に供給するため、敷地までの負担金等はないと考えてよろしいでしょうか。	各エネルギー事業者と協議の上、ご判断ください。
24	要求水準書(案)	11	II.3.(4).(カ)	PCB含有変圧器を更新した場合、指定する場所に運搬とありますが、処分は別途と考えますがよろしいですか。	ご理解の通りです。
25	要求水準書(案)	14	III.3.(1)	学校と協議の上、問題がなければ空き教室の利用などは可能でしょうか。	原則利用不可とします。詳細は、事業者選定後に協議の上決定します。
26	要求水準書(案)	14	III.3.(2)	工事工程を検討する上で、各学校の行事日など資料の提供は可能でしょうか。	各対象校に確認の上、工程を作成してください。
27	要求水準書(案)	14	III.3.(2)	作業時間などは、基本的な作業時間を遵守することを前提とし、学校と事前協議の上、承諾をいただけた場合は時間の延長や開始時間を早めるなど、作業時間の変更が可能でしょうか。	作業時間の変更には市及び学校との事前協議が必要です。
28	要求水準書(案)	16	III.3.(8)	作業員の休憩所、資材及び工具の保管場所に空き教室を使用できるものと判断してよろしいですか。	No.25を参照ください。

No.	資料名	ページ	項目	内容	回答
29	要求水準書(案)	16	Ⅲ.3.(8).(エ)	保管場所には、必ず施錠を行い管理する。とありますが、敷地条件等でプレハブ等の設置もできない場合が想定されると思います。空き教室の利用や長期休暇中の教室利用は可能でしょうか。	No.25を参照ください。
30	要求水準書(案)	17	Ⅲ.3.(13).(カ)	天井ボード、仕上げ塗材問わず、石綿の含有が想定される対象室については、貴市から別途ご指示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	建設時の竣工図があるものについては、貸与資料として提供しますので、当該資料を踏まえてご判断ください。
31	要求水準書(案)	17	Ⅲ.3.(13).(カ)	石綿が含まれているボード類、または、石綿含有仕上塗材の可能性のある「対象校」、「施工場所」「使用材料(型番)」「製造年月日」等については、情報を提供して頂けると判断してよろしいですか。	No.30を参照ください。
32	要求水準書(案)	20	V	所有権移転業務要求水準について、「事業者は、市に対し、2020年9月30日正午及び事業者より提案された第2回引き渡し日の正午に、空調設備等を引き渡す。」と記載ございますが、各所有権移転後に事業者から貴市に対して当該部分に係る対価を請求できるものという認識でよろしいでしょうか。	請求についてはご理解の通りです。引き渡し日時については、入札説明等をご確認ください。
33	要求水準書(案)	22	Ⅵ.1.(4).③	月次報告書の提出について、42頁に規定する標準提供時期(6月～9月)以外の時期については、維持管理実施記録のみの月次報告書の提出という認識でよろしいでしょうか。	冬季の暖房利用を現在検討中ですので、冬季の暖房についても業務範囲に含まれる可能性があります。その場合、標準提供時期(6月～9月)に加えて、10～6月についてもその他期と同様の月次報告書提出を求めます。
34	要求水準書(案)	24	Ⅵ.3.(1).(エ)	対象校毎の計測について、小中一貫校については、同一施設という観点から一つの対象校とし、計測・報告という理解でよろしいでしょうか。	No.19を参照ください。
35	要求水準書(案)	30	別紙 1	対象校の所在地とともに、現状設備としてガス設備の状況を追加記載いただけませんかでしょうか。	現在、都市ガスが供給されているか否かについては、市より提示します。詳細なエネルギー供給状況については、事業者にてご確認ください。
36	要求水準書(案)	34	別紙2.(3)	「本業務を行うにあたっては、以下の基準類を参考にする」記述がありますが、「参考にする」とは、どのような受け止め方をすればよろしいですか。	可能な限り順守して、各業務を行ってください。
37	要求水準書(案)	41	別紙6	設計用屋外、屋内条件に「冬季」の記載がありませんが、夏季における冷房運転だけを前提に、維持管理業務及び報告書の作成を考慮すればよろしいですか。	No.33を参照ください。
38	要求水準書(案)	42	別紙 7	標準提供時期の記載が、6月～9月となっています。その他の時期は、使用しない物として検討を行なってよろしいでしょうか。	No.33を参照ください。
39	要求水準書(案)	42	別紙7	空調環境等の提供時期に「冬季」の記載がありませんが、夏季における冷房運転だけを前提に、エネルギー量計算の試算をすればよろしいですか。また、実際に暖房運転が無い物と判断してよろしいですか。	No.33を参照ください。